

10月から「障害者虐待防止法」が施行されます

障がいのある人の権利を守る法律「障害者虐待防止法」が10月1日から施行されます。

この法律は、障がい者に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援について示されています。

障がい者への虐待はあってはならないことですが、虐待をしている人も、受けている人も気付かないまま起きていることもあります。問題が深刻化する前に障がい者や家族などに支援をすることが大切なので、虐待に気付いた人は速やかに市へ通報することが義務付けられています。

しつけ？虐待？
あなたの「ひよっとしたら…」の“気づき”
が必要です。



福祉課 内線 3612・3613

★障がい者に対する虐待とは…障がい者への権利侵害行為であり、以下の5種類です。

権利侵害行為	内容	例
1 身体的虐待	障がい者の体に痛みや傷が生じる暴力や体罰を与えること。正当な理由なく部屋に閉じ込めたりすることも含まれます。	平手打ちする・殴る・蹴る・柱などに縛り付ける・必要のない薬を与えて動きを抑制する
2 性的虐待	障がい者に無理やり(または同意とみせかけ)わいせつな行為をしたり、させたりすること。	キスする・裸にする・本人の前でわいせつな言葉を言う
3 ネグレクト(放棄・放任)	食事や入浴、洗濯、排泄などの世話をせず、障がい者を衰弱させること。	食事を十分に与えない・汚れた服を着させ続ける・病院に行かせない・学校に行かせない・室内の掃除をしない・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
4 心理的虐待	障がい者に対する暴言または拒絶的な対応などで精神的な苦痛を与えること。	怒鳴る・意図的に無視する・仲間に入れない・「バカ」など侮辱する言葉を浴びせる
5 経済的虐待	本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと。	年金や賃金を渡さない・生活に必要な金銭を渡さない、使わせない

これらは複合的に発生していることがあるとともに、顕在化していない場合も考えられます。虐待は、家族や親族によるもの、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業者などの従事者によるもの、さらに企業などの使用者によるものがあります。

★虐待のサイン…虐待している本人に自覚がない場合や、虐待を受けても障がい者自ら訴えないことがあります。

身体的虐待のサイン

- ・身体に傷やあざ、やけどの跡が頻繁にみられる
- ・急におびえたり怖がったりする
- ・傷やあざなどの説明のつじつまが合わないなど

性的虐待のサイン

- ・肛門や性器からの出血や傷がみられる
- ・周囲の人の体を触るようになる
- ・人の目を避けたがる一など

ネグレクト(放棄・放任)のサイン

- ・身体から異臭がするなど汚れている
- ・空腹を訴え、栄養失調がみられる
- ・職場や学校に出てこない一など

心理的虐待のサイン

- ・かきむしり、かみつきなど攻撃的な態度がみられる
- ・おびえる、わめく、泣くなどパニックを起こす
- ・自分で自分を傷つける行為がみられる一など

経済的虐待のサイン

- ・お金を使っている様子がみられない
- ・生活費の支払いなどができていない
- ・日常生活に必要な金銭を渡されていない一など

※小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は、疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例ですので、完全に当てはまらなくても「虐待がない」とすぐに判断すべきではありません。

★虐待に気付いたとき、虐待が疑われるときは通報を

虐待に気付いたとき、または虐待を受けたときはすぐに通報・届け出してください。夜間休日でも受け付けます。また、匿名での通報も受け付けます。通報した人の個人情報には固く守られます。

なお、通報者が施設や企業の職員である場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。

【通報先】

福祉課障がい福祉係 ☎64-2111(内線)3612~3613) ※夜間、休日の場合は日直が受け付け、担当へ取り次ぎます。
障がい者110番(ふれあいランド岩手団体交流室内) 平日の日中/☎019-639-6533 土日・祝日、夜間/☎090-2277-3456
※障がい者110番では、受け付けた相談内容に応じて市、県または関係機関などに連絡します。

★虐待の通報・届け出後の対応

市は通報や届け出を受け付け、虐待の疑いがあるかどうかを判断します。生命に関わる、危険であると判断したときは立入調査(安否確認)をします。虐待の事実確認をしたら、その後の支援について協議します。

障がい者の保護や支援だけではなく、家族の負担軽減や心のケアなどの支援も行い、虐待の再発を防ぎます。

市の動き

二子さといも推進研究会を設立

二子さといも推進研究会の設立総会および趣意書締結式は8月29日、花巻農業協同組合北上支店で行われました。

同研究会は、市の特産品「二子さといも」の全国普及を目的に、生産組織の同農協北上地域野菜部会さといも専門部や同農協、全農県本部、市、県、イオンリテール(株)の6者が会員となり、二子さといもの生産拡大や新メニューの開発、情報発信による販売拡大などを目指します。

イオンは、伝統食材などを応援する「フードアルチザン(食の匠)活動」の一環として



設立総会に出席する二子さといも推進研究会会員の代表者

二子さといもを選定。県内販売から東北地方のスーパー約140店に拡大販売するほか、インターネットでの全国販売も始めています。

鬼の館で入館者数が60万人を達成

鬼の館は16日、入館者60万人を達成しました。記念セレ



入館60万人達成セレモニー(右から福田美紀子さん、正和さん)

モニーでは、60万人目となった福田正和さん、美紀子さんご夫妻(東京都新宿区)と松田館長がくす玉を割って節目を祝いました。

同館から記念品を贈られた正和さんは「ガイドブックを見て初めて来た。60万人目になったことは光栄です」と笑顔で話していました。

同館は平成6年6月に開館。19年10月には50万人を達成しています。

地域づくり組織条例(案)の意見交換会を行います

〔仮称〕北上市地域づくり組織条例の素案ができましたので、内容の説明と意見交換会を、次の日程で各地区の交流センターを会場に午後6時から8時まで行います。

お住まいの地区に限らず、どの会場でも参加できます。

- ▼開催日と場所
- 10月1日(月) 口内地区交流センター
 - 10月2日(火) 稲瀬地区交流センター
 - 立花地区交流センター
 - 10月3日(水) 江釣子地区交流センター
 - 藤根地区交流センター
 - 10月4日(木) 和賀地区交流センター
 - 10月5日(金) 相去地区交流センター
 - 10月9日(火) 飯豊地区交流センター
 - 二子地区交流センター
 - 10月10日(水) 岩崎地区交流センター
 - 10月11日(木) 更木地区交流センター
 - 黒岩地区交流センター
 - 10月12日(金) 鬼柳地区交流センター
 - 10月16日(火) 黒沢尻北地区交流センター
 - 黒沢尻東地区交流センター
 - 10月19日(金) 黒沢尻西地区交流センター
- ▼問い合わせ：地域づくり課 地域支援係 内線 3242

■定点測定結果(毎週水曜日測定)

7月25日～9月12日(地上1mを測定)

(単位：μSv/時)

本庁舎屋上	0.05～0.06
黒沢尻西小学校	0.05～0.06
黒岩小学校	0.06～0.07
飯豊学童保育所	0.05～0.06
豎川目運動場	0.03～0.04
江釣子小学校	0.05～0.06
北上総合運動公園	0.06～0.07
照岡小学校※	0.08～0.10
口内小学校※	0.07～0.11

※照岡小学校と口内小学校は7月31日から定点測定を始めました。

(国が示した学校などの望ましい数値：1mSv/年)
(県が除染の補助対象とした数値：1μSv/時)
1mSv(ミリシーベルト)=1000μSv(マイクロシーベルト)

◎簡易放射線測定器を貸し出しています

▷貸出期間…1日(開庁日の午前9時～午後5時)

▷測定内容・範囲…空間放射線量率(μSv/時)・市内に限る

▷対象…市内に住所がある個人・団体

▷貸出料金…無料

▷申し込み…事前に電話で予約。申請用紙と身分証明書のコピーを生活環境課へ

生活環境課 内線 3422～3424

■市内産農産物の放射性物質簡易検査結果(8月分)

ジャガイモなどの野菜、ブルーベリーなどの果樹、その他米などについて検査し、延べ35検体のいずれからも、国の基準値(1kg当たり100ベクレル)を超える放射性セシウムは検出されませんでした。

農政課 内線 5115～5116

※定点・市内産農産物の測定結果の詳細は、市のホームページに掲載しています。今後も測定を継続し、傾向を確認していきます。

市内の避難者状況

(8月31日現在)

田野畑村	宮古市	山田町	大槌町	釜石市
1世帯	10世帯	29世帯	80世帯	56世帯
4人	17人	60人	156人	137人
大船渡市	陸前高田市	宮城県	福島県	市内間
17世帯	36世帯	22世帯	20世帯	6世帯
36人	67人	52人	60人	12人

※市で把握している人数です。市内に避難している人で、まだ北上市に連絡していない人はご連絡ください。